

6 製造療第20034号

## 動物用医療機器製造業登録証

氏名又は  
名 称 株式会社宮古マランツ

製造所の  
所 在 地 岩手県宮古市津軽石第19地割18番地

製造所の  
名 称 株式会社宮古マランツ

登 録 の  
有効期間 令和6年6月3日から  
令和11年6月2日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の3  
第1項の登録を受けた動物用医療機器の製造業者であることを証する。

令和6年6月3日

農林水産大臣 坂本 哲志

農林水産省指令 6 北消第57号

岩手県宮古市津軽石第19地割18番地  
株式会社宮古マランツ  
代表取締役 長崎 一幸

令和6年3月25日付けで申請のあった動物用医療機器の製造業の登録の申請については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の3第1項の規定に基づき、下記のとおり登録する。

令和6年6月3日

農林水産大臣 坂本 哲志

記

登録番号 6 製造療第20034号

製造所の  
所在地 岩手県宮古市津軽石第19地割18番地

製造所の  
名称 株式会社宮古マランツ

中家第 107 号

令和6年6月 11 日

株式会社宮古マランツ

代表取締役 長崎 一幸 様

岩手県中央家畜保健衛生所長



動物用医療機器製造業の登録について

令和6年3月 25 日付けで申請のありましたこのことについて、東北農政局長から別添のとおり通知  
がありましたので、指令書及び動物用医療機器製造業登録証を送付します。